

記載要領

- 1 2欄には、事務所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日及び許可の有効期間の末尾を含む事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 3の①欄については、計画対象期間における送出労働者数の1日当たり平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における建設業務労働者就業機会確保事業に係る送出労働者以外の労働者(例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 3 3の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。
- 4 4の②欄には、建設業務労働者就業機会確保事業に従事する者の指揮命令の系統及び雇用管理責任者(雇用管理責任者の職務代行者を含む。)の位置を記載すること。
- 5 5の(3)の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。実施内容が労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、5の(3)の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び5の(3)⑦欄については、記載を要しない。
- 6 5の(3)の②欄は、「新たに送出労働者となった者」、「○○職種の技能検定2級以上の者」等具体的に記載すること。
- 7 5の(3)の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。
- 8 5の(3)の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。
- 9 7欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。
- 10 8欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い5名記載すること。

建設業務労働者就業機会確保事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の建設業務労働者就業機会確保事業計画書に記載すれば、他の事業所に係る建設業務労働者就業機会確保事業計画書の7欄、8欄及び10欄には、記載を要さないこと。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。